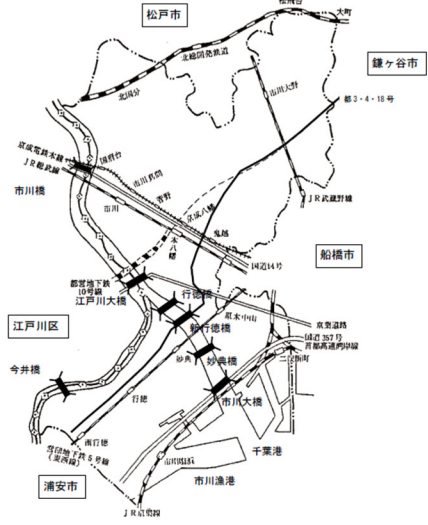
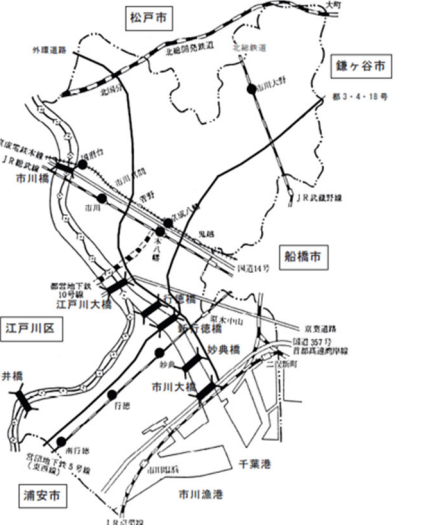
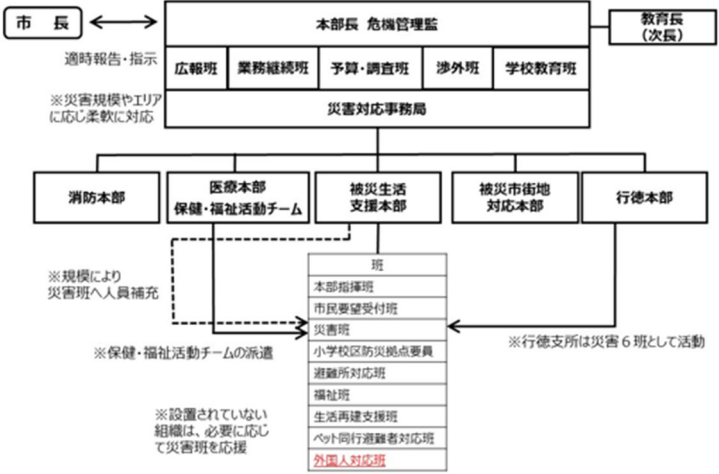
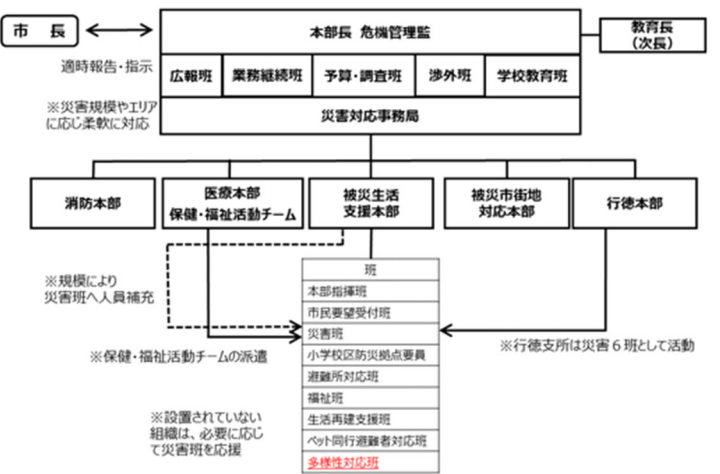


市川市地域防災計画大規模事故編（案） 新旧対照表

令和6年12月13日現在

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
2	第1章 総論 第2節 市の現況	1 位置等 	1 位置等 	変更
7	第2章 大規模事故 対策計画 第3節 応急対策計 画	■事故対策本部の体制 	■事故対策本部の体制 	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																																																				
8	同上	■事故対策本部の所掌事務 <table> <tr> <th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td rowspan="3">本部長直轄班</td><td>広報班</td><td>①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長</td><td>●<u>広報広聴課</u> ○<u>秘書課</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>予算・調査班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ➤<u>り災証明書発行</u></td></tr> </table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務	本部長直轄班	広報班	①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長	● <u>広報広聴課</u> ○ <u>秘書課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	予算・調査班	(略)	(略)	(略) ➤ <u>り災証明書発行</u>	■事故対策本部の所掌事務 <table> <tr> <th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td rowspan="3">本部長直轄班</td><td>広報班</td><td>①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長</td><td>●<u>市長公室</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>予算・調査班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略) ➤<u>罹災証明書交付</u></td></tr> </table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務	本部長直轄班	広報班	①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長	● <u>市長公室</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	予算・調査班	(略)	(略)	(略) ➤ <u>罹災証明書交付</u>	変更																
本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務																																																				
本部長直轄班	広報班	①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長	● <u>広報広聴課</u> ○ <u>秘書課</u>	(略)																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
	予算・調査班	(略)	(略)	(略) ➤ <u>り災証明書発行</u>																																																				
本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務																																																				
本部長直轄班	広報班	①市長公室 ②市長公室次長 ③市長公室秘書課長	● <u>市長公室</u>	(略)																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
	予算・調査班	(略)	(略)	(略) ➤ <u>罹災証明書交付</u>																																																				
9	同上	<table> <tr> <th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td rowspan="5">5 対応本部等</td><td>消防本部</td><td>①消防局長 ②消防局次長 (<u>総務</u>担当) ③消防局次長 (<u>警防</u>担当)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療本部</td><td>①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長</td><td>●保健部</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被災市街地対応本部</td><td>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長</td><td>●街づくり部 (略)</td><td>(略) ➤<u>応急危険度判定 本部の開設・運営</u> (略) ※<u>り災証明書発行</u>の ための住家認定調査 の計画・実施への協力</td></tr> <tr> <td>行徳本部</td><td>①行徳支所 ②行徳支所次長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務	5 対応本部等	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (<u>総務</u> 担当) ③消防局次長 (<u>警防</u> 担当)	(略)	(略)	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	被災市街地対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 (略)	(略) ➤ <u>応急危険度判定 本部の開設・運営</u> (略) ※ <u>り災証明書発行</u> の ための住家認定調査 の計画・実施への協力	行徳本部	①行徳支所 ②行徳支所次長	(略)	(略)	<table> <tr> <th colspan="2">本部・拠点名</th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td rowspan="5">5 対応本部等</td><td>消防本部</td><td>①消防局長 ②消防局次長 (<u>警防</u>担当) ③消防局次長 (<u>総務</u>担当)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>医療本部</td><td>①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長</td><td>●保健部 <u>こども部の一部</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被災市街地対応本部</td><td>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長</td><td>●街づくり部 <u>○管財部の一部</u> (略)</td><td>(略) <u>削除</u> (略) ※<u>罹災証明書交付</u>のた めの住家認定調査の計 画・実施への協力</td></tr> <tr> <td>行徳本部</td><td>①行徳支所 ②行徳支所次長 <u>③行徳支所総務課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務	5 対応本部等	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (<u>警防</u> 担当) ③消防局次長 (<u>総務</u> 担当)	(略)	(略)	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部 <u>こども部の一部</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	被災市街地対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 <u>○管財部の一部</u> (略)	(略) <u>削除</u> (略) ※ <u>罹災証明書交付</u> のた めの住家認定調査の計 画・実施への協力	行徳本部	①行徳支所 ②行徳支所次長 <u>③行徳支所総務課</u>	(略)	(略)	変更
本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務																																																				
5 対応本部等	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (<u>総務</u> 担当) ③消防局次長 (<u>警防</u> 担当)	(略)	(略)																																																				
	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	(略)																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
	被災市街地対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 (略)	(略) ➤ <u>応急危険度判定 本部の開設・運営</u> (略) ※ <u>り災証明書発行</u> の ための住家認定調査 の計画・実施への協力																																																				
	行徳本部	①行徳支所 ②行徳支所次長	(略)	(略)																																																				
本部・拠点名		責任者	担当部局	所掌事務																																																				
5 対応本部等	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (<u>警防</u> 担当) ③消防局次長 (<u>総務</u> 担当)	(略)	(略)																																																				
	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部 <u>こども部の一部</u>	(略)																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
	被災市街地対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 <u>○管財部の一部</u> (略)	(略) <u>削除</u> (略) ※ <u>罹災証明書交付</u> のた めの住家認定調査の計 画・実施への協力																																																				
	行徳本部	①行徳支所 ②行徳支所次長 <u>③行徳支所総務課</u>	(略)	(略)																																																				

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																																																
10	同上	<table><tr><th colspan="3"></th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td rowspan="5">現地対応拠点等</td><td rowspan="5">／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="5">（略）</td></tr><tr><td>災害 2 班</td><td>①市民部長 ②市民部次長</td><td>●市民部</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害 5 班</td><td>①文化国際部長 ②文化国際部次長</td><td>●文化国際部</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>				責任者	担当部局	所掌事務	現地対応拠点等	／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）	（略）	（略）	（略）	（略）	災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部	（略）	（略）	（略）	災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部	（略）	（略）	（略）	<table><tr><th colspan="3"></th><th>責任者</th><th>担当部局</th><th>所掌事務</th></tr><tr><td rowspan="5">現地対応拠点等</td><td rowspan="5">／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="5">（略）</td></tr><tr><td>災害 2 班</td><td>①市民部長 ②市民部次長</td><td>●市民部 ○会計課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害 5 班</td><td>①文化国際部長 ②文化国際部次長</td><td>●文化国際部 ○生涯学習部の一部</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>				責任者	担当部局	所掌事務	現地対応拠点等	／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）	（略）	（略）	（略）	（略）	災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部 ○会計課	（略）	（略）	（略）	災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部 ○生涯学習部の一部	（略）	（略）	（略）	追加
			責任者	担当部局	所掌事務																																															
現地対応拠点等	／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）	（略）	（略）	（略）	（略）																																															
		災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部																																																
		（略）	（略）	（略）																																																
		災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部																																																
		（略）	（略）	（略）																																																
			責任者	担当部局	所掌事務																																															
現地対応拠点等	／ 現地災害対応本部（災害班） 小学校区防災拠点（避難所）	（略）	（略）	（略）	（略）																																															
		災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部 ○会計課																																																
		（略）	（略）	（略）																																																
		災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部 ○生涯学習部の一部																																																
		（略）	（略）	（略）																																																
11	同上	2 消防活動 （１）（略） また、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。	2 消防活動 （１）（略） また、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」 <u>及び「市川市消防局広域応援受援計画」</u> に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。	追加																																																
14	<u>第 3 章</u> <u>災害種別対策計画</u> 第 1 節 <u>大規模火災対策計画</u>	2 予防計画 （４）火災予防 ア （略） また、消火設備・警報設備・避難設備・ <u>防火用水</u> ・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。	2 予防計画 （４）火災予防 ア （略） また、消火設備・警報設備・避難設備・ <u>消防用水</u> ・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。	変更																																																
16	同上	3 応急対策計画 （１）情報収集・伝達 ア 市は、市民からの通報や災害現場への職員の派遣、 <u>高所カメラ</u> の活用等により、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 （略） （２）消防活動 ウ 市は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村消火活動等の応援要請を行う。	3 応急対策計画 （１）情報収集・伝達 ア 市は、市民からの通報や災害現場への職員の派遣、 <u>ドローン</u> の活用等により、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 （略） （２）消防活動 ウ 市は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」 <u>及び「市川市消防局広域応援受援計画」</u> に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。	変更 																																																

ページ

項目

現行計画

修正案

差分

33

第 5 節
航空機災害
対策計画

3 応急対策計画

（２）消防活動

ウ 災害の規模が大きく、消防局だけでは対処できないと思われる場合は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

3 応急対策計画

（２）消防活動

ウ 災害の規模が大きく、消防局だけでは対処できないと思われる場合は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」及び「市川市消防局広域応援受援計画」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

追加

44

第 8 節
放射性物質
事故災害対
策計画

4 応急対策

（４）避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を市に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

4 応急対策

（４）避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を市に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表 3 OIL（Operational Intervention Level）」と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

変更

45

同上

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被曝による実効線量	○放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

※予測線量は、放射線物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。mSv（ミリシーベルト）は、物理学・放射線医学および放射線障害防止法における線量当量単位。
※外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。
※「原子力施設の防災対策について」（平成 2 2 年 8 月一部改訂，原子力安全委員会）より

<原子力災害対策指針「表 3 OIL と防護措置について」>

放射線の種類	線量の範囲	防護措置の目安	防護措置の目安
外部被曝による実効線量	OIL1 地表から放射線量率 200μSv/h (地上 1 m で計測した 屋内の空間放射線量率≧2)	200μSv/h	放射線量率の値に に 1 時間以上 し、避難等が 必要。避難等が 必要。避難等が 必要。
	OIL4 地表から放射線量率 40,000cpm≧3 (空間から放射線量率 40,000cpm≧3) 地表から放射線量率 13,000cpm≧4 (1ヶ月間の値) (空間から放射線量率 13,000cpm≧4)	40,000cpm≧3 13,000cpm≧4	放射線量率の値に に 1 時間以上 し、避難等が 必要。避難等が 必要。
吸入による実効線量	OIL2 地表から放射線量率 200μSv/h (地上 1 m で計測した 屋内の空間放射線量率≧2)	200μSv/h	1ヶ月以内に に 1 時間以上 し、避難等が 必要。避難等が 必要。
	OIL6 地表から放射線量率 200μSv/h (地上 1 m で計測した 屋内の空間放射線量率≧2)	200μSv/h	1ヶ月以内に に 1 時間以上 し、避難等が 必要。避難等が 必要。

※1 「行動制限」とは緊急事態発生時に限らず OIL の値であり、特に注意した地域は長期的に監視が行われるため、OIL は必ずしも決定されない。
※2 本図は地上 1 m で計測した「屋内の空間放射線量率」である。実際の運用にあたっては、空間放射線量率計測地点の放射線量率に依り、放射線量率と地上 1 m の空間量率との差を考慮し、放射線量の値を修正する必要がある。
※3 数分程度において多く吸入されうる多量の放射性物質が、200mg の放射性物質を利用した建物の許容質量であり、室内空気濃度は約 120Bq/cm³ 相当となる。他の放射性物質を使用して測定する場合にも、この測定方法を用いて放射性物質の量を算出した上で評価をする必要がある。
※4 A と B とは、放射性物質の種類、放射線量率、放射線量率の平均値、放射線量の最大値などの条件により、放射線量の値が異なる場合がある。
※5 「危険区域」とは、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。
※6 放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。
※7 放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。
※8 A と B とは、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。
※9 A と B とは、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。
※10 A と B とは、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲であり、放射線量の値が一定以上の値を示す範囲である。

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
52	<u>第10節</u> <u>大規模ライフライン事故災害</u> <u>対策計画</u>	3 応急対策計画 （１）情報収集・伝達体制 ② 被害状況の収集 市（消防局含む）は、市民やライフライン事業者、県、近隣自治体等からの通報や災害現場への職員の派遣、 <u>高所カメラ</u> の活用等により、ライフライン事故の発生状況、被害情報の収集を行う。	3 応急対策計画 （１）情報収集・伝達体制 ② 被害状況の収集 市（消防局含む）は、市民やライフライン事業者、県、近隣自治体等からの通報や災害現場への職員の派遣、 <u>ドローン</u> の活用等により、ライフライン事故の発生状況、被害情報の収集を行う。	変更

<その他修正事項>

○ツイッター⇒ X（旧ツイッター）

○誤字脱字等の軽微な修正